

さ情審査答申第90号
平成25年1月16日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年8月31日付けで貴職から受けた、(仮称)岩槻人形会館に係る事業計画調書(平成16年度。以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年7月11日付け市ス文第1154号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報は5年保存の文書とし、廃棄処分されたとするが、「(仮称)岩槻人形会館」(以下「人形会館」という。)は着工にも至らず、本案件は継続文書とされるべきである。よって廃棄処分されたとは思われない。
- (2) 本件不開示決定通知書(以下「通知書」という。)の開示しない理由には、「さいたま市情報公開条例第 条第 号に該当」とのみ記載があり、不適切な通知書であることを付記する。

しかしながら、通知書の「備考欄」には不開示理由の記載があるため、記載場所を間違えたという程度であれば許容範囲であるから争わない。

- (3) 実施機関の本件理由説明書には「さいたま市総合振興計画実施計画〔改訂版〕（平成17～20年度）」（以下「実施計画」という。）の抜粋が関係資料として添付されたが、同実施計画書の発行は「平成18年3月」である。実施機関は実施計画策定の前年度である平成16年度の事業計画調書に関する書類を特定したとするが、発行年月日と整合性（連続性）がない。平成16年度は岩槻市との合併前年であり、さいたま市が合併前に人形会館について検討する理由が説明できない。

しかしながら、文書の特定誤りについては、争わない。

- (4) 実施機関は、「岩槻の固有の地域資源である人形文化」とするが、歴史的に証明されず、石灯籠に雛屋云々と有るのみである。実際は、雛屋云々との見世の可能性もある。関東大震災で東京から職人及び問屋が岩槻に避難したとする埼玉県の記事があり信憑性が高い。盆栽と同じく大正期からであり、江戸・明治期は一部で部品の生産がされていた程度であろう。昭和戦前は大衆向けが主で、戦後は輸出向けへ変遷し、すでに衰退産業といえる。また実施機関は決算・行政評価特別委員会で「浦和はうなぎの蒲焼き発祥の地」とする件について「歴史的事実を確認する立場にない」、しかしながら「観光のPR材料」とすると答えている。岩槻人形も単なる「観光のPR材料」でしかない。「文化」と称して「歴史的事実を確認する立場にない」実施機関である。文化施設建設準備室を「観光施設準備室」に改めるべきであると思慮する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 人形会館の位置付けについて

新市建設計画（平成16年8月、さいたま市・岩槻市合併協議会。以下同じ。）によると、新市の都市づくりにおいて岩槻区域が果たす役割のひとつとして、「特色ある新しい文化の創出と交流の活性化」があり、「地域固有の歴史・文化や伝統的な『人形づくり』を生かしながら、特色ある新しい地域の文化を形成していくこと。」及び「盆栽村などと連携を進めながら、地域固有の歴史的な文化を広く情報発信して、新市における多様で広域的な交流の拠点形成していくこと。」が明記されている。

そして、当該計画における「特色ある新しい文化の創出と交流の活性化」を図る施設として、人形会館建設構想が検討され、平成18年3月に策定した実施計画において「(仮)岩槻人形会館整備事業」として市が推し進める施策となったところである。

2 本件対象行政情報について

本件開示請求書の記載内容は、『「公共施設適正配置方針調査検討報告書」(平成15年3月さいたま市)によれば、「博物館・資料館については、新規整備は行わず」とあるが、「(仮称)岩槻人形会館」を建設する(新規整備)根拠となる資料』である。

前記のとおり、人形会館建設の根拠は、平成18年3月に策定した実施計画であるから、当該実施計画を策定するために作成した事業計画調書(平成16年度)を本件対象行政情報として特定したものである。

なお、適正配置方針は、さいたま市における公共施設(市民利用施設)について、既存施設の有効活用と新規整備に当たっては重点施設を優先する方針を定めたものである。同方針では、重点施設以外の施設の方針として「博物館・資料館」は「新規整備は行わず、市立博物館を中心に展示などの質的な充実・向上を図る」としているが、ここでいう「博物館・資料館」は教育委員会所管のものであり、文化施設として建設予定である人形会館は含まれていない。したがって、適正配置方針と(仮)岩槻人形会館整備事業との間に、齟齬はないと理解している。

3 本件処分について

本件対象行政情報は、平成16年度に作成した5年保存の文書であり、5年経過後、廃棄処分になっているため存在しない。

本件対象行政情報を保管していた個別フォルダ「実施計画の事業計画調書」は、さいたま市文書管理規則(平成13年さいたま市規則第14号)第35条第6項に基づき、各課に共通する文書として文書主管課(総務局総務部総務課)で作成した「全庁共通ファイル基準表」において、保存年限5年と定められているものであるから、これに従い文書管理を徹底したものである。

なお、本件対象行政情報が反映された実施計画そのものについては、異議申立人に対し情報提供を行っているものである。

4 通知書の誤記載について

通知書における理由付記については、本来であれば「開示しない理由」の欄に記載するところ、誤って「備考」の欄に記載したものである。今後、同様の誤りがないように注意してまいりたい。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

人形会館建設の根拠は、平成18年3月に策定した実施計画であるから、本件対象行政情報は、実施機関において当該実施計画を策定するために平

成16年度に作成した、人形会館に係る事業計画調書である。

本件請求内容は、『「公共施設適正配置方針調査検討報告書」(平成15年3月さいたま市)によれば、「博物館・資料館については、新規整備は行わず」とあるが、「(仮称)岩槻人形会館」を建設する(新規整備)根拠となる資料』ということであるから、実施機関と異議申立人の間に当該事業の位置付けについて認識の相違が見受けられるが、異議申立人は、本件異議申立てにおいては、文書の特定誤りは争わないということであるから、当審査会は、これに関しては言及しない。

2 文書不存在について

実施機関の説明によると、本件対象行政情報は、全庁共通ファイル基準表において保存期間5年と定められた個別フォルダである「実施計画の事業計画調書」によって整理保管していたということである。

当審査会において、実施機関から提出された平成16年度ファイル基準表を調査したところ、当該フォルダの「廃棄年月日」欄には、「2010/04/01」と記載されており、他に本件対象行政情報の保有を窺わせるような事情も確認できなかった。

したがって、本件対象行政情報は、既に廃棄されていると認められることから、文書不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上のとおりであるから、異議申立人のその余の主張については、審議しない。

4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年 8月31日	諮問の受理
②	同 年 9月27日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月12日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 10月20日	審議
⑤	平成24年 7月26日	審議
⑥	同 年 8月23日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 9月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同 年 12月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)